

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局 電波利用料企画室

評価年月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策14 電波利用料財源電波監視等の実施

### （政策の基本目標）

電波の適正な利用の確保に関し、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進する。

### （政策の概要）

電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。

また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。

電波利用共益事務としては、主に次のものが掲げられる。

- 1 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 2 総合無線局管理ファイルの作成及び管理
- 3 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の期間との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
- 4 電波の人体等への影響に関する調査
- 5 標準電波の発射
- 6 特定周波数変更対策業務
- 7 特定周波数終了対策業務
- 8 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他必要な援助

- イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
- ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
- 9 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
- 10 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に必要な援助
- 11 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

**(平成19年度予算額)**

65,320百万円

**2 政策実施の環境**

**(1) 政策をとりまく最近の情勢**

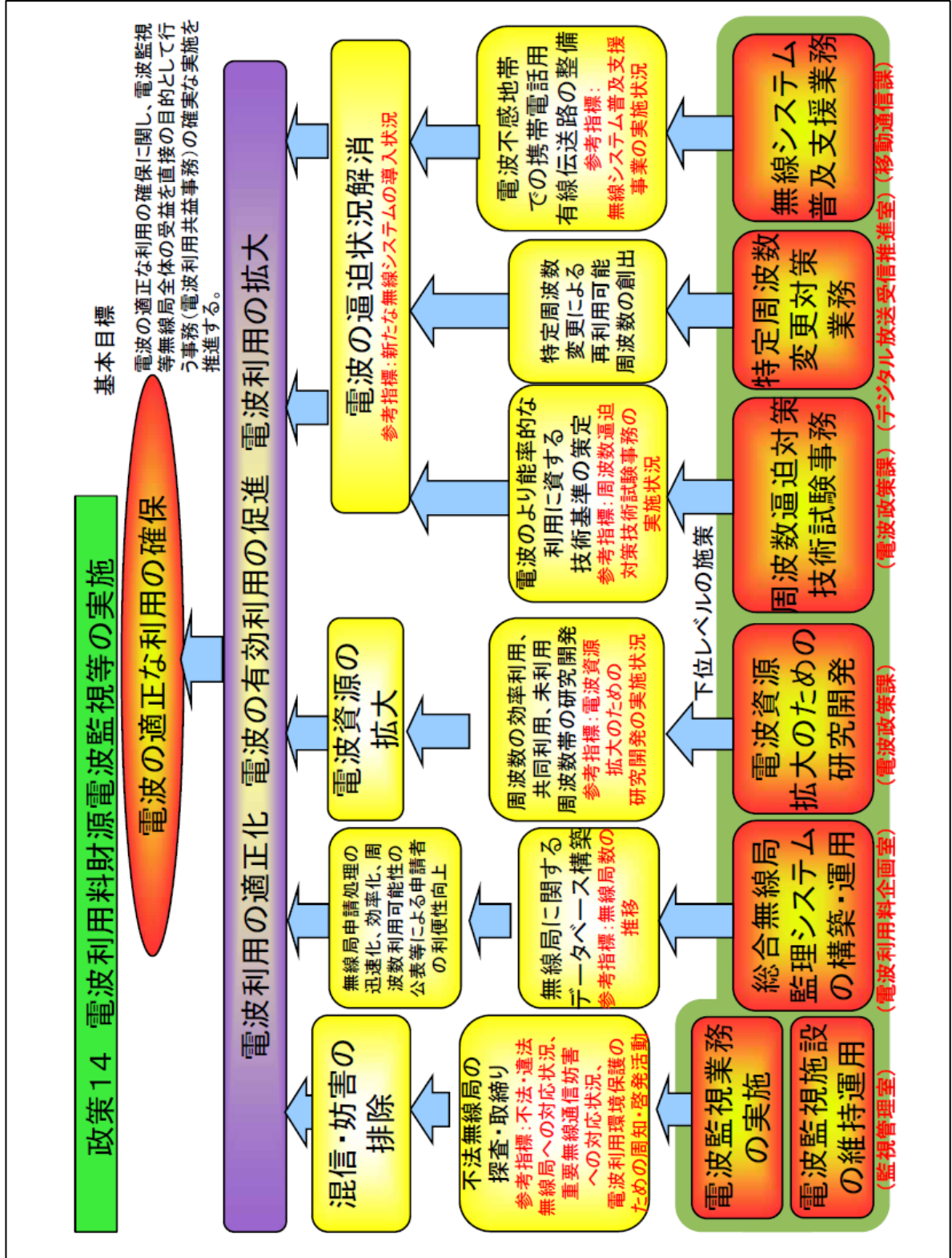
我が国のあらゆる社会経済活動の基盤として電波利用の拡大が進む中、有限かつ希少な電波利用の重要性はますます高まっており、そこで、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料についてその使途の範囲及び料額を見直すこととした。平成19年4月から7月にかけて、「電波利用料制度に関する研究会」を開催し、使途の在り方、料額の在り方について検討を行い、電波利用料制度に関する研究会報告書(案)に対するパブリックコメントの募集を経て、条件不利地域における携帯電話等エリア整備支援事業の拡充、受益と負担の関係の明確化等の提言を得ている。また、平成19年12月には、「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」を公表し、広く意見を募集している。これらオープンなプロセスを経て、電波法の一部を改正する法律案を第169国会(平成20年)に提出し、審議・可決され、5月30日に公布された。

**(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)**

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)	平成18年3月31日	電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
無線局数の推移	電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても、無線局数が増加しているか。	104,296,000 局	102,803,000 局	108,036,000 局
新たな無線システムの導入状況	電波利用が拡大する中、既存の無線局の安定的な利用を確保した上で、新たな無線システムが導入されているか。	3 件	8 件	9 件
重要無線通信妨害への対応状況	電気通信事業用等の国民生活に不可欠な重要無線通信に対して、不法無線局等による混信妨害が発生した場合には、これを迅速に排除するため措置を講じているか。	措置率 86% 〔申告数 674 件 措置数 579 件〕	措置率 87% 〔申告数 684 件 措置数 598 件〕	集計中
※措置数は申告のうち当該年度中に措置した数				
不法・違法無線局への対応状況	電波利用環境の維持に向けて、免許を取得せずに開設、運用している不法無線局等に対して、必要な措置を講じているか。	告発・指導等 4,737 件	告発・指導等 4,301 件	集計中
電波利用環境保護のための周知・啓発活動	不法無線局開設などの電波利用のルールに違反する行為の未然防止を図るため、どのような取り組みを実施しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年6月1日から10日までの間を「電波利用保護旬間」に設定し、日刊紙・業界紙・テレビ・ラジオ等の各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行った。</li> <li>・適法な（技術基準に適合した）無線機を取り扱うよう、ホームセンター・ディスカウントショップなどの販売店へ要請を行った。</li> </ul>		

指標等	分析の視点	17年度		18年度	19年度
無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況	電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が増加しているか。	免許	16.3%	29.2%	33.3%
		再免許	14.4%	8.3%	19.7%
電波資源拡大のための研究開発の実施状況	極めて稠密（ちゅうみつ）に利用されている周波数帯域の周波数逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために実施しているか。	15件		21件	30件
周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況	周波数の逼迫により生じる混信・輻輳（ふくそう）を解消又は軽減するため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的とした技術試験事務を実施しているか。	12件		18件	19件
無線システム普及支援事業実施状況	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保しているか。	77箇所		98箇所	138箇所

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果（総括）

- ・電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務を確実に実施している。
  - ・無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加している。
  - ・電波利用が拡大する中、新たな無線システムも順調に導入されている。
  - ・重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている。
  - ・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている。
  - ・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう、販売店へ要請を行っている。
  - ・電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している。
  - ・新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している。
  - ・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している。
  - ・電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している。
- 以上の参考となる指標等の状況から、本政策は効果をあげているものと認められる。

### (2) 基本目標等の達成状況の分析

#### (ア) 必要性

- ・本政策によって実施される電波利用共益事務は、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するものである。

#### (イ) 有効性

- ・電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても無線局数は増加していることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用が拡大する中においても新たな無線システムが順調に導入されていることから、有効性があると認められる。
- ・重要無線通信妨害を排除するため迅速に措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して必要な措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発活動を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう販売店へ要請を行っており、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・平成19年度の無線局の免許申請、再免許申請については、申請者の利便性の向上を図ることで電子（オンライン）申請による無線局の免許申請、再免許申請が増加しており、有効性があると認め

られる。

- ・電波資源拡大のための研究開発は、新たな周波数需要に的確に対応するために実施されており、電波の有効利用の促進に寄与していることから、有効性があると認められる。
- ・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行う周波数逼迫対策技術試験事務の実施により、電波の有効利用の促進が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・無線システム普及支援事業の実施状況は順調に推移しており、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波利用の拡大に寄与していることから、有効性があると認められる。

#### (ウ) 効率性

- ・電波利用料の予算については、毎年度予算要求の過程において、財務省の査定を経て政府予算案として策定され、国会において承認されているものであり、前年度の執行実績を踏まえ事前に効率性についての検討を実施し、事業の実施に当たっては、可能な限り一般競争入札を導入し、その費用の低減に努めているもので有り効率性が認められる。

#### (エ) その他

- ・本政策は、電波利用料は電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務の処理に要する実費について、その受益者である無線局免許人等全体で負担する広義の手数料の性格を有するものであり、個々の免許人の個別の受益に対応して負担を求めるものではなく、その政策効果は無線局全体に及ぶ為、公平性が高い。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### (1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

- ・電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。
- ・重要無線通信妨害及び不法・違法無線局が減少するよう、より一層の電波利用ルールの周知・徹底を図る。
- ・無線局免許等の申請者のより一層の利便性の向上のため、手続きの電子化をさらに推進する。
- ・電波資源の拡大に資する技術を用いる無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発や周波数の逼迫の緩和に資する技術を用いた無線設備についての技術基準を策定するために行う試験等を着実に実施する。
- ・携帯電話、地上デジタル放送等のサービスを地理的な条件等により利用することが困難な地域においても利用可能となるよう電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保する。

### (2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<b>【課題】</b> 電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組むといった課題、改善の余地がある。	<b>見直し・改善の方向性</b>	これからは、電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。
<b>【下位レベルの施策名】</b> ・電波の監視施設の維持運用並びに電波監視業務等の実施 ・総合無線局監理システムの構築と運用	<b>(予算要求)</b>	◎ 電波の適正な利用の確保のために必要な予算要求を来年度以降行っていく。
・電波資源拡大のための研究開発 ・周波数逼迫対策技術試験事務 ・特定周波数変更対策業務 ・無線システム普及支援事業	<b>(制度)</b>	◎ 5月30日に公布された電波法の一部を改正する法律において規定されたとおり、政府は、少なくとも3年ごとに施行状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
<b>【主な事務事業】</b> ・電波の監視施設の維持運用並びに電波監視業務等の実施 ・総合無線局監理システムの構築と運用	<b>(実施体制)</b>	◎ 電波の適正な利用の確保のために必要な予算要求及び3年毎に見直すこととしている電波利用料制度の対応のため、体制の充実を図っていく。



## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

・電波利用料制度に関する研究会（平成19年4月16日～7月26日開催）において「電波利用共益事務の維持が望ましい」との御意見があり、本評価書の作成に当たって参考とした。

「電波利用料制度に関する研究会」構成員（五十音順、敬称略）

大谷 和子 （株）日本総合研究所法務部長

黒川 和美 法政大学経済学部教授

鈴木 康夫 東京農工大学工学部教授

高畑 文雄 早稲田大学理工学術院教授

多賀谷 一照 千葉大学法経学部教授

土屋 大洋 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科准教授

湧口 清隆 相模女子大学学芸学部准教授

### (2) 評価に使用した資料等

・電波利用料制度に関する研究会報告書

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070726\\_6\\_bt4.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070726_6_bt4.pdf)

・「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対する意見募集

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071220\\_9.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071220_9.html)